

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容

ア 学部教育

(ア)

- a) 学生を対象とした教育に関する全体調査(カリキュラム・大学行事に関する調査)結果を受け、平成20年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正を踏まえ、カリキュラム全体の見直し作業を実施する。
- b-1) カリキュラムの見直しにあわせて、次年度の遠隔講義に活かすことのできる科目を検討する。また、一般教養科目の選択範囲を拡大するために、DVD等を活用したe-ラーニング方式の講義が可能か否かを検討する。
- b-2) 本年度も基礎教育と看護教育の有機的連携を推進させるために、基礎系教員を総合看護学(第2段階の技術演習)や臨地実習に参加するよう指導する。
- c) 全カリキュラム内容の見直し作業を、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正を踏まえ実施する。
- d-1) 学生自治会などをとおして、学習環境改善についての学生ニーズを把握し、対応を検討する。
- d-2) 授業の配付資料やスライドなどを事前に学生が入手できるWeb掲示版の整備を開始する。
- e) 学生を対象とした教育に関する全体調査結果を受けて、学生に対してよりわかりやすい教材を提供するために、適切な教科書選定、教員独自の教材作成をさらに進める。
- f) 引き続き各研究室の卒業研究テーマと指導体制を調査し、研究室の特色を生かした卒業研究指導が実施出来るように、随時、教員に対し改善指導を行う。また、調査研究のフィールドとなる実習施設の調整を行う。
- g) 実習を含めた看護教育における倫理教育の現状の指導法とその課題を把握し、カリキュラムを検証する。

(イ)

- a-1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴うカリキュラム全体の見直しにあわせ、実習教育と実習施設の見直し作業を行う。
- a-2) 引き続き臨床実習指導教員が最新の医療・看護技術を習得するために、学外での研修に参加することを継続する。
- a-3) 実習教育における指導者の役割及び指導方法について、病院側の臨床指導者の理解と協力を得るための話し合いの場を引続き設け、指導体制を整える。
- a-4) 第1段階～5段階までの実習記録の見直しを行う。
- b) カリキュラムの全体の見直し作業に合わせて、授業・演習・実習の効果的なプログラムの組み立て作業を行う。
- c-1) 全てのカリキュラムについて随時問題点を抽出する。
- c-2) 看護実践能力の到達状況を把握するシートを完成し、それを試用する。
- d) 総合的な判断力、実践力、応用力を身につけることができる演習の効果的進め方について、例示を紹介するなど、各教員に対して指導を行う。

(ウ)

- a-1) 学生に合った教材選定と補助プリント等を検討する。また、学習時に生じた質問等を

把握できるシステムを検討する。

a-2)ソウル大学との学生交流の機会を利用して、基礎的な韓国語を学ぶモチベーションをもたせ、語学学習につなげる指導を行う。

b)情報リテラシーに関する自己学習用のコンテンツの開発を開始し、順次Web上に提供する。

イ 大学院教育

(ア)

a-1)大学院コース（実践者及び研究者の各コース）の共通科目の中でヘルスプロモーション教育と関連するカリキュラムを抽出し整理する。

a-2)大学院の単位の実質化を推進し、教育効果を評価する方法について検討する。

b-1)実践者コース(NP及び助産学)の社会的ニーズと求められている能力を調査し、新たなカリキュラムの改訂に反映する。

b-2)研究者養成コースに、看護学専攻と並んで健康科学専攻の平成21年度の開設に向けた取り組みを行う。

c-1)NPの大学院教育を開始し、実習施設を決定する。

c-2)NP教育を推進するためのNP国際会議を開催する。

c-3)モデル地区の医療福祉に関する実態調査を行い、NPの社会的ニーズを評価する。

c-4)NPの制度化に向けての活動を強化する。

c-5)大学院修士過程でのNP養成教育を他大学に広げるための活動を開始する。

d)実践者コースと研究者コースのそれぞれの特徴がでるカリキュラムとなるように、学生及び社会が期待する能力を考慮した見直しを行う。

e-1)実践者養成コース及び認定看護師（訪問看護）を発展させるための課題を整理し、改善策を検討する。

e-2)CNS教育の課題を整理し、NPや助産学の教育との位置づけを検討する。

f)日本で最初の大学院教育を開始する本学のNP養成が、社会的な認知を得て医療に貢献できるようにするために、NPの制度化に向けた活動を行う。

g)学生の教育研究環境をより充実するために、全ての学生のパソコンへの統計ソフトSPSSの導入、学外からもWebアクセスできるe-ラーニングの開発・導入、及びWeb掲示板の設置を実施する。

(イ)

h)非看護職の入学を推進するために、「健康科学専攻」の平成21年度開設を目指した取り組みを行う。

ウ 卒業教育

a-1)卒業生への情報提供を行うため、同窓会のネットワーク及びHP等を利用したシステムを構築し、その効果を検証する。また情報提供の内容もあわせて検討する。

a-2)第4回看護研究交流センターセミナーを開催する。

a-3)セミナーを含めた創立10周年記念行事を活用して、卒業生の現状とニーズを把握し、卒業教育体制の検討に生かす。

b)同窓会(創立10周年記念事業等)を活用して、卒業生を対象に研修会、研究指導に関するニーズ調査を行い、研修会の企画や情報発信等に活かす。

c)卒業生同士や教員との情報交換ができるシステムを構築し、運用を開始する。(補足：在学中から卒業まで継続して利用できるシステムとして構築する。)

(2) 教育の実施体制

ア 教育の質の改善・向上

- 1)教員が国内の各種研修会へ参加しやすい環境づくりを進める。
- 2)授業評価を有効に活用し、授業改善が図れるようなFD活動を実施する。
- 3)プリセプター制度については、平成19年度の修正システムの実施状況を踏まえた新システムの効果を検証する。

イ 教育評価システムの確立

- a-1)継続的に進級試験を実施し、試験実施の結果や成果を本年度の問題作成に反映させる。
- a-2)再試験対象の学生に対する支援体制を引き続き検討するとともに、進級試験不合格者(留年生)に対しての支援体制を整備する。
- b-1)第5段階までの実習すべてを通じて到達状況を確認できる評価シートを完成し、試用する。
- b-2)平成21年度カリキュラム改正に向けて総合看護学を改善し、人間科学系領域と看護学領域との有機的な統合ができる総合看護学演習を整備する。
- b-3)平成21年度カリキュラム改正において、第1段階の基礎看護技術演習(3年)及び第3段階の総合看護技術演習(4年)の単位化を行い、具体的な評価基準を整備する。
- c-1)平成19年度の学生による授業評価と第三者評価の結果を踏まえ、講義の授業評価の項目や実施方法について多面的な授業評価システムを検討し実施する。
- c-2)平成19年度に試行した看護学実習、健康科学実験、卒業研究の評価結果の問題点を整理し、各々の授業評価の項目及び実施方法について検討する。
- c-3)前年度の試行を踏まえ、講義、看護学実習、健康科学実験、卒業研究の4つの授業評価システムについて検討し、第2版のシステムを構築する。
- c-4)授業評価システムのオンライン化に向けて検討する。

ウ 教育環境の整備・充実

- a-1)CALLシステムへのアクセスが集中する際の接続スピードを改善する。また、ケーブルなどの配線の整備を行うなど、随時CALLシステム利用の問題点を改善して行く。
- a-2)看護技術習得のためにDVDが活用が効果的な看護技術を抽出して、DVD作成計画を検討する。
- a-3)将来、看護技術習得をe-ラーニングの自己学習として実施できるかどうかを検討する。
- b-1)図書・雑誌の情報検索システムを効果的に利用するためのマニュアルを完成する。
- b-2)一般書籍・雑誌の購入以外に、学生に幅広い教養を身につけてもらうため、各種新書シリーズの購入を続ける。
- b-3)本学で開催された公開講座などを記録したDVDを貸出利用できるように整備する。
- b-4)本学所蔵の図書の中から学生の勉学に役立つ書籍紹介を教員が行い、毎月HPに掲載する。
- c)教育効果を上げるために、遠隔講義以外に、講師が実際に教壇で講義を行うように検討する。

(3) 優秀な学生の確保

ア 入学者選抜(学部)

- a-1)本学の教育等の取り組みや魅力をわかりやすく示した大学パンフレットを作成し、広報に利用する。
- a-2)在学生によるイベントを充実させたオープンキャンパスを7月末の日曜日に開催する。
- a-3)大学見学や模擬授業について積極的に発信し、申込に対しては可能な限り受け入れる。
- b)試験科目と入学後の成績の分析を引き続き行い、一般選抜入試の方法について検討する。
- c-1)県外の高校進学担当教員を集めた進学説明会を開催するとともに、選抜試験に対する意見交換を行う。

c-2)大分県内の高校を訪問し、大学の広報活動及び選抜試験に対する反応等の情報収集を行う。

イ 入学者選抜(大学院)

d-1)大学院修士課程の研究者養成コースと実践者養成コースの入試方法について検討する。

d-2)面接試験の評価の反映方法について検討し、総合的な選考方法をさらに改善していく。

ウ 大学の広報

a-1)オープンキャンパス・学園祭で入試コーナーを設け、説明会を行う。

a-2)県外の高校進学担当教員を集めた進学説明会を開催し、選抜試験に対する意見交換を行う。

a-3)大分県内の高校を訪問し入試説明を行う。

b)効果的な進学説明会の参加について検討し、高校訪問と本学で開催する進学説明会を含めて、それぞれの役割を明らかにして整理する。

c-1)大学パンフレットやWebを利用して、本学大学院の特長をアピールする。

c-2)看護職の資格を持たない学生が大学院受験に積極的に応募できるようにするために、看護学研究科の下に、「健康科学専攻」の設置に向けた取り組みを行う。

c-3)大分市内で大分県看護協会の協力を得て、大学院コースの説明会を開催する。

(4) 学生への支援

ア 学習支援

a-1)全学スポーツ交流会を開催し、コンタクトグループ活動の活性化を促す。

a-2)従来、年度毎に変更していたコンタクトグループの学生メンバーを固定することで、学年を越えた学生同士の絆を深くする。

b-1)担任の分掌事項について実績記録を作成し、今後の担任の役割について検討する。

b-2)担任による学生の学業（試験・レポート・補講）に関するタスク管理環境を構築する。

b-3)4年生、編入生にも担任制度を導入する。

b-4)学生相互の交流活性化のため、1年→2年進級時、2年→3年進級時にクラス替えを行う。

c)引き続き卒業研究の効果的な指導が行われているか随時調査し、マンツーマン体制で行われていない場合は改善指導を行う。また、指導に問題が発生した場合の解決体制を整備する。

d-1)担任教員は、学業不振学生への指導・対応に関して、教科担当教員との連携を図る。

d-2)「担任」が、学業不振に関する相談窓口であることを、学生に周知する。

d-3)学習意欲を失っている学生を対象に、直接面談と併用してメールカウンセリングを行う。

イ 生活支援

a-1)学生生活支援委員会のWebページの利用状況を引き続き調査する。

a-2)個別相談は、担任を中心とした委員会メンバーが保健室と連携を取りながら対応する。

a-3)禁煙を希望する学生へのサポートの在り方について検討する。

b-1)実技講習を中心とした自動車・自動二輪・原動機付き自転車安全教室を開催する。

b-2)本学交通事故の発生状況に関する報告書を作成する。

b-3)学生生活支援委員会がハラスメントに関する学生の相談窓口であることを学生に周知する。

b-4)原動機付き自転車を利用して通学する学生にも、許可証の交付時に面接を行う。

c)ボランティア・サークルに関する情報について、委員会ブログ・メールなどを活用し、周知活動を推進する。

ウ 国家試験支援

- a)保健師、助産師及び看護師の国家試験合格率100%を目指して、引き続き学内模試・業者模試を実施し、その結果を分析し、弱点教科の補講を強化する。本年度も2年生の進級試験を4年生に実施し、基礎科目の弱点部分を強化するよう促す。
- b)学内模試・業者模試後に随時成績不良学生を抽出し、面接・補習指導を強化する。面接対象者には、国家試験対策WGが積極的に自己学習を促してゆく。

エ 就職支援

- a-1)県内の医療施設の就職率50%以上を目指す。
- a-2)卒業生の在職する施設5ヶ所に訪問し、活動状況等のフォローを行うとともに、雇用条件などの情報を収集し、データベースの充実を図る。
- a-3)県外で経験を積んだ卒業生を受け入れ可能な県内施設を調査し、卒業生のUターンを促進する。
- a-4)県内施設を対象とした求人票冊子を作成し、就職ガイダンス時に配布する。
- a-5)県内医療施設の看護管理者を招聘し、4年生を対象に、県内就職説明会を実施する。
- a-6)就職ガイダンスを効率的に行うため、7月のガイダンスは3年生を対象に行い、進路指導を強化する。
- b-1)就職試験を支援するために、模擬面接を実施する。
- b-2)就職支援委員が全ての研究室を分担し、学生の就職活動の個別支援を行う。
- c-1)引き続き、医療施設以外の施設における看護職の需要（採用の有無）を文書依頼等で把握する。
- c-2)卒業生のUターンによる経験採用を推進するための対策を検討する。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 目指すべき研究の方向

- a)高齢者の健康増進プロジェクトを本学の地域貢献事業として進め、その活動を大学イベントやマスコミを通して紹介する。
- b-1)高齢者の健康増進プロジェクトでは、新たな視点から高齢者の健康増進に役立つ研究に取り組む。
- b-2)地域連携研究コンソーシアム大分の活動を推進し、地域の諸課題の解決や地域の活性化に寄与する。

イ 成果の社会への還元

- a)全教員の研究業績を収集し、年報に記載してホームページ上でも公表する。
- b)看護国際フォーラム、ソウル大学研究交流会、看護研究交流センターセミナー及びアニュアルミーティング(学内研究成果報告会)に地域の看護職者の参加を呼びかけるとともに、会議の概要の情報発信をWebで行う。
- c-1)創立10周年記念大学祭、オープンキャンパス、創立10周年記念地域ふれあい祭において、研究成果をポスター及び現物の展示などで発信する。
- c-2)共同研究や共同事業の成果を発信し、研究による地域貢献をアピールする。
- d)看護科学研究の講読者、投稿者を増やすため看護系大学等の関係機関に対して直接的な広報活動を進める。また、総説などの論文を掲載することで、魅力的な雑誌になるよう編集を行う。

(2) 研究の実施体制

ア 実施体制

- a)大学プロジェクトに係る予算については、理事長裁量経費を活用する。

- b)大学の研究費の競争的研究費と定常研究費への配分について検討し、競争的研究費を教員評価結果とリンクさせて研究費配分を推進する。
- c)地域連携研究コンソーシアム大分で、看護機材等の開発など4つの研究課題を推進し、地域貢献を図る。
- d)全教員の文部科学省科学研究費補助金申請を目指す。

イ 研究の質の向上

- a)中期計画の中間点である3年目を迎え、教員評価の3年間の総合評価方法について検討し、導入する。
- b)現在開催されているアニュアル・ミーティングなどが研究成果討論会の場となるように、外部参加者の議論を促す方法など会議の進め方について検討する。
- c-1)ソウル国立大学校看護大学から教員を招聘し、本学の教員とともに研究発表を行い、討議を行う。
- c-2)長期・短期学生派遣事業として、ソウル国立大学校看護大学との学生交流を実施する。
- c-3)ソウル国立大学校看護大学から短期派遣学生と長期派遣学生及び教授を招待し、学生及び本学の教員がサポートグループとして交流に参加することで、日本の医療、福祉制度、看護について理解を深める。
- d-1)第10回看護国際フォーラムを別府ビーコンプラザ国際会議場で開催する。参加者は約300名前後の規模で企画する。
- d-2)NPの看護教育、看護教育制度等について国際会議を年2回開催する。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

- a)大分県看護協会と連携し、認定看護師(訪問看護)コースの9月開校のための準備を進め、開校後のスムーズな運営ができるよう体制づくりを進める。
- b-1)看護研究支援として、引き続き、要請のあった施設に対して講師を派遣する。
- b-2)研究指導を行っているメンバーで看護研究の支援方法(指導者育成等)を評価し、課題を明らかにする。
- c)現職の保健・医療・福祉の関係者を対象とした「データ処理相談窓口」を継続し、引き続き取り組みの方法と成果を評価する。
- d-1)創立10周年記念公開講座(有料)を開催する。回数は4回程度、時期は6~7月頃とし、会場は大学キャンパスと看護研究交流センターの両方の可能性を検討する。ただし、日時及び内容については、大学周辺住民や公民館利用者の希望調査の結果を参考にする。
- d-2)若葉祭において、単発の無料公開講座を開催する。テーマ・回数・時間・場所等は、大学祭の開催方法やオープンキャンパスとの関係を考慮して決定する。
- d-3)大分市内の公民館を会場とする公開講座や、大分市以外の県内地域で開催する公開講座の実施について、検討する。
- e-1)創立10周年記念大学祭、オープンキャンパスでは、参加・体験型のイベントを発展させ、地域住民との交流を深める。
- e-2)TV等を通して県内にその模様を発信する。
- e-3)平成20年度の地域ふれあい祭はiichiko総合文化センターで創立10周年記念式典と同時間開催し、地域に開かれた大学をアピールする。
- e-4)大分七夕まつりへの職員及び学生の参加を促進し、大学の幟やハッピー等を活用して、本学の存在をアピールする。
- f)看護国際フォーラム及びソウル大学研究交流会を開催する。
- g-1)看護協会の研修会に講師を派遣する。

- g-2)教員が看護協会の委員として教育等の活動に参加する。
- g-3)認定看護師（訪問看護）コースの開校のため広報活動、入試への対応、開校後の体制づくりなどを検討・調整する。

(2) 国際社会への貢献

- a)NPプロジェクトをさらに推進するために国際的なネットワークの連携を強化する。
- b-1)ウズベキスタン看護教育改善プロジェクトに参加：看護の各領域(基礎・母性・小児・地域看護)の専門家として「改善カリキュラム」の作成と見直し、モデル校への「改善カリキュラム」の導入のための教員の研修、実習施設への研修等を行う。
- b-2)ウズベキスタンからの長期・短期の研修員の受入を行う。
- c)大分県医師会及び大分県看護協会と連携を深め、NPの制度化に向けた活動を行う。
- d)ウズベキスタンから長期・短期の研修員を受け入れる。
- e)看護国際フォーラムの開催及びNPの大学院教育の開始など、看護学の教育拠点としての役割を果たす。
- f)大学コンソーシアムおおいたの運営委員会及び幹事会に学生生活支援委員会メンバーを派遣する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- a)平成18年度に構築した組織体制により、弾力的かつ機動的な運営を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。
- b)中期計画及び年度計画により、取り組み方針を明確にするとともに、引き続き、大学の原動である各種委員会を主体とした中期計画及び年度計画の実行を進め、全学的運営を行う。
- c)理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会については、定款や学則に定められたそれぞれの役割を十分に発揮するとともに、相互の連携を図る。
- d,e)大学の原動である各種委員会で、引き続き教員と事務職員が一体となって運営するとともに、必要に応じて体制を見直す。

(2) 学内資源の効果的配分

- a)(平成18年度実施済み。)
- b)引き続き、重点領域に集中的な配分を可能とする「理事長裁量枠」を設定する。

(3) 学外有識者の登用

- a)学外の有識者や専門家を経営、教育研究、社会貢献分野から理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に引き続き登用する。
- b)学外理事等は、大学運営に対して助言を行うとともに、大学の情報を社会に発信する。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

- a) (平成18年度実施済み。)
- b)職員兼業規程の柔軟な運用により、社会貢献の一環として、より一層教員の積極的な学外活動を支援するとともに、必要に応じて見直す。
- c)本学の海外研修や公立大学協会の事務職員研修などの有効活用による学外研修制度を整備するとともに、大学の特性にあった任期制を整備する。

(2) 評価制度

- a)教員業績評価制度について、客観的な評価基準や評価の運用が公平であるかなど随時検証し、改善を図る。

- b) 教員評価結果は、学内の競争的研究費の配分、昇任に反映する。また、過去3年間の評価結果により総合質的評価を実施し、給与、降任等へ反映させる仕組みを整備する。
- c) (平成18年度実施済み。)
- d) 大学固有事務職員に対する評価制度については、大分県の評価制度を準用し実施するとともに、大学独自の評価制度について検討を行う。

(3) 人材の確保

- a) 平成18年度策定した「人事基本計画」により、職員定数及び人件費を適正に管理する。
- b) 教職員の採用選考は、その都度選考委員会を設置するとともに、引き続き、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれず、人格や教育力などの能力本位に行う。
- c) 引き続き、研究機関の研究者、企業等の実務経験者等教育者として適格な社会人の採用について検討する。
- d-1) 平成21年度大学固有事務職員(1名)を採用することとし、採用に向け必要な措置を講じる。
- d-2) 引き続き、業務研修の充実や他大学等との人事交流について検討する。
- d,e) 事務職員人事適正計画に基づき県派遣職員を縮減する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a) 大学固有事務職員の配置等の検討を含め必要に応じて事務局組織の見直しを行い、効率的な大学運営を図る。
- b) 効率的な事務処理を行うため、引き続き、事務処理方法や決裁手続の見直しを推進する。
- c) 引き続き、申請・届出・許可等に係る手続の見直しを推進し、ITを利用した情報の共有化及び事務処理の効率化を推進する。
- d-1) グループリーダー会議を通じて、引き続き事務処理の流れを点検し、随時見直しを行う。
- d-2) 引き続き、学長、学部長、研究科長、事務局長及び統括部長での会議を毎週実施することで、学内の効率的な運営を行う。
- e) これまでの削減実績を踏まえ、新たな光熱水費等の削減対策を定めて、全学的に取り組むよう周知徹底する。
- f) 消耗品及び印刷等の一括発注、委託契約の複数年契約などを引き続き実施し、経費の抑制を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。
- g-1) 事務局業務について、臨時雇用で対応できる業務に係る短期臨時職員の雇用を検討する。
- g-2) 教職員の実務能力評価を試行し、実務能力向上に必要な事項の抽出を行う。さらに、実務能力向上のための系統的教育を開始する。
- h) (平成19年度実施済み。)

2 外部研究資金及びその他自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

- a) 外部研究資金の積極的な取組の一環として、科学研究費補助金については、引き続き、全教員が申請を行うとともに、採択率アップのための説明会を開催する。
- b) 各研究員の研究領域及び研究内容リストにより、引き続き企業や自治体などへの情報提供や協力依頼等を行う。
- c) 外部研究資金獲得支援のための外部研究資金獲得相談窓口を引き続き設置するとともに、教員に外部資金情報を提供する。

(2) 自己収入の確保

- a) 授業料、入学考査料、入学料について、国立大学法人の額、社会情勢の変化等を考慮し、改訂を検討する。
- b) 授業料については、引き続き口座引き落としとし、滞納者には随時・定期的に催告を行う。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- a) 管理ルールにより、適正かつ効率的な資金管理を行うとともに、余裕資金については、定期預金による長、短期運用を行う。また、研究費の不正使用を防止するため、「不正防止計画」を策定する。
- b) 固定資産システムの活用により、固定資産の適正な管理及び有効活用に努める。
- c) 知的財産の本学における管理ルールの策定について、引き続き検討を行う。

(2) 資産の有効活用

- a) 不動産等貸付事務取扱規程により、積極的な固定資産の有効活用並びに社会貢献を図るため、引き続き地域住民等へ本学の施設等を貸し出す。
- b) 研究成果や著作物を、本学ホームページの「年報」の他にもタイムリーに発信できる方法を検討する。また、著作物その他の知的財産を有効に社会貢献に利用するための研修会を開催する。

IV 教育、研究、社会貢献及び組織運営の状況に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の実施

- a,b) 教育研究活動及び大学運営の状況についての目標・計画の達成状況や成果は、自己評価委員会などの各委員会や事務局において点検・評価を実施する。また、平成22年度に予定している大学評価・学位授与機構による評価を見据え、自己評価項目の検証、整理を、大学全体を対象に実施する。

(2) 評価結果の活用

- a) 自己点検・自己評価及び第三者評価の結果は、年報や報告書などにまとめ、ホームページで公表する。
- a,b) 改善を要する事項は、各委員会等で計画を策定し、着実に改善を行う。また、教育研究審議会に加え、自己評価委員会において各委員会等の改善状況を把握・検証し、改善をより着実なものとする。

2 情報公開の推進

- a) 情報公開規程及び個人情報保護規程等により、情報公開に適切に対応するとともに、教職員への周知徹底を図る。
- b-1) 財務、事業、教育・研究、地域貢献などの法人運営状況について、年報を作成し、ホームページに掲載する。
- b-2) 入学式、卒業式、創立10周年記念大学祭、創立10周年記念地域ふれあい祭など、大学のイベントは迅速にホームページに掲載するとともに、引き続き必要な情報を見つけやすいホームページを作成する。
- b-3) 海外の利用者が知りたい情報が掲載されている英文Webにする。
- b-4) 前年度に作成した大学オリジナルグッズを各種イベントで活用するとともに、よりよいものに改良する。
- b-5) 大学マスコットについて検討する。

- c-1)論文、報告書、著書などの成果物は図書館で公開するとともに、成果物のタイトル等は、ホームページで公開する。
- c-2)様々な大学教育活動や優れた研究成果をホームページで紹介する。
- c-3)教育実践、NP国際学会、看護国際フォーラムなどの内容については、学術誌等に投稿するなど、公表に向けた活動を行う。
- c-4)公開講座、講演、授業等の一部をWebで配信する。
- d)ホームページの「法人情報枠」で、中期目標、中期計画、年度計画及び財務運営状況等の公開を引き続き行う。
- e-1)大学イベントや社会貢献活動について、それぞれの価値や魅力を各種メディアにアピールする。
- e-2)大学広報を効率的かつ効果的にするため、広報活動を整理し、システム化してゆく。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備・活用

- a)他大学の長期整備計画に係る調査結果により、長期整備計画の策定について検討する。

2 大学の安全管理

- a)引き続き衛生委員会活動を推進し、職務環境の充実に努める。
- b)危機管理対応マニュアルの徹底のための訓練を実施する。
- c)引き続き、学内健康推進会議を開催し、学生相談室（保健室）と衛生委員会が連携して、全学的な健康増進に関する各種取組を企画・実施する。
- d)大学敷地内全面禁煙を受け、学生及び教職員の喫煙率ゼロに向け、禁煙教育を推進するとともに、禁煙補助剤等を活用した禁煙指導、禁煙相談の充実に努める。
- e)引き続き、委託警備業者による日常的な点検を実施するとともに、定期的に点検を行い、大学の施設、設備の危険箇所の早期発見及び安全性の維持に努める。
- f)施設、設備及び危険物等の管理及び使用に関するマニュアルにより、引き続き事故防止に努める。
- g-1)継続的に情報セキュリティに関して最新の教育・情報提供を行う。
- g-2)ガイドラインに基づいた情報セキュリティのための活動を継続する。
- h-1)防犯・交通安全講話及び安全運転講習会等を開催するとともに、掲示・メール等で学生に情報提供や呼びかけを行う。
- h-2)全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施する。

3 モラルと人権啓発の推進

- a)平成18年度に設置した人権相談窓口での相談、啓発等の取組を推進するとともに、必要な見直しを行う。
- b)学生及び教職員を対象に、各種ハラスメント行為等に対する教育・予防対策として研修会等を開催する。
- c)学生のモラルと人権啓発に関する教育について、体系的な教育プログラムを検討する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
実習・研究棟がスエッジンヒートポンプエアコン整備	2,482	施設整備費補助金
計	2,482	

2 人事に関する計画

- a) 本学の特性にあった任期制を整備する。
- b) 平成18年度策定した「人事基本計画」により、職員定数及び人件費を適正に管理する。
- c,d) 事務職員人事適正計画に基づき県派遣職員を縮減する。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成20年度	看護学部	340人
	看護学研究科	26人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成20年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	605,779
施設整備費補助金	2,482
自己収入	248,499
授業料及び入学金検定料収入	240,612
雑収入	7,887
受託研究等収入	8,740
目的積立金取崩額	8,671
計	874,171
支出	
業務費	791,213
教育研究経費	216,847
人件費	574,366
一般管理費	81,868
受託研究等経費	1,090
計	874,171

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費5,000千円が含まれている。

2 収支計画

平成20年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	882,456
経常費用	882,456
業務費	782,303
教育研究経費	206,847
受託研究等経費	1,090
人件費	574,366
一般管理費	81,868
雑損	—
減価償却費	18,285
臨時損失	—
収益の部	873,785
経常収益	873,785
運営費交付金収益	605,779
授業料等収益	230,612
受託研究等収益	8,740
施設費収益	2,482
雑益	7,887
資産見返運営交付金等戻入	1,098
資産見返物品受贈額戻入	17,187
臨時収益	—
純利益	△8,671
目的積立金取崩額	8,671
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

平成20年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	945,500
業務活動による支出	874,171
投資活動による支出	10,000
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	61,329
資金収入	945,500
業務活動による収入	865,500
運営費交付金による収入	605,779
授業料及び入学検定料等による収入	240,612
受託研究等による収入	8,740
その他の収入	10,369
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度より繰越	80,000